

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案
現
行

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針

第四条 （略）

第二節 人員に関する基準

第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることがで

第二章 介護予防訪問介護
第一節 基本方針
第四条 （略）
第二節 人員に関する基準

第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

第六条 第八十六条 （略）

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針

第八十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常

第六条 第八十六条 （略）

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針

第八十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常

生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行なう保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行なう保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を行き問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- 一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
イ 医師又は歯科医師
- ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- 二 （略）
- 三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行なう保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を行き問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- 一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
イ 医師又は歯科医師
- ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- 二 （略）

第三節 設備に関する基準

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

第八十九条～第九十四条 (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～七

2 (略)

第八十九条～第九十四条 (略)

(看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。)

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たつては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たつては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第九十六条～第一百五十四条 (略)

第八章 介護予防通所リハビリテーション
第九十六条～第一百五十四条 (略)

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

第八十九条～第九十四条 (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～七

2 (略)

第八十九条～第九十四条 (略)

(看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。)

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たつては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たつては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第九十六条～第一百五十四条 (略)

第八章 介護予防通所リハビリテーション
第九十六条～第一百五十四条 (略)

第二節 人員に関する基準

第一百七十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者

(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)

が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションを併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションを併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十人以下の場合は、その提供を行いう時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

第一百七十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者

(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)

が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位(その提供が同時に二十人以下の利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーション事業者を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十人以下の場合は、その提供を行いう時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

る理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

ロイに掲げる人員のうち専らハビリテーションの提供に当

たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 (略)

3・4 (略)

第一百八十八条(略)

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一百八十六条(略)

第二節 人員に関する基準

第一百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供

ロイに掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、〇・二以上確保されること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所であつて、指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所であつての利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合については、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されること。

二 (略)

3・4 (略)

第一百八十八条(略)

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一百八十六条(略)

第二節 人員に関する基準

第一百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供

に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」といふ。）の員数は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 （略）

第三節 設備に関する基準

第一百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 療養病床（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

2 （略）

第三節 設備に関する基準

第一百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。
ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 （略）

第四節 運営に関する基準

に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」といふ。）の員数は、次のとおりとする。

一～三 （略）

第四節 運営に関する基準

2 前項第三号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 （略）

(対象者)

第一百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第一百九十条～第一百九十二条 (略)

(定員の遵守)

第一百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に對して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

第一百九十四条～第二百九十二条 (略)

附則

第一条～第四条 (略)
第五条 削除

(対象者)

第一百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第一百九十条～第一百九十二条 (略)

(定員の遵守)

第一百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に對して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第一百九十四条～第二百九十二条 (略)

附則

第一条～第四条 (略)

第五条 施行規則附則第二条の規定により読み替えて適用される施行規則第二十二条の十四に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所における指定介護予防短期入所療養介護を提供すべき病室に置くべき看護

師若しくは准看護師又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

2 前項の指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 指定介護予防短期入所療養介護を提供すべき病床の床面積は利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 食堂及び浴室を有すること。

三 機能訓練を行うための場所を有すること。

3 当分の間、第一百八十七条第一項中「」の員数は、「」とあるのは「」の員数は、附則第五条第一項の規定あるいは」と、同条第二項中「の入院患者」とあるのは「又は附則第五条第一項の入院患者」と、第一百八十八条第一項中「基準は、」とあるのは「基準は、附則第五条第二項の規定あるいは」と、第一百八十九条中「療養室」とあるのは、「療養室、施行規則附則第二条により読み替えて適用される施行規則第二十二条の十四に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所（以下「基準適合診療所」という。）に係る病室」と、第一百九十三条第二号中「療養病床を有する病院」とあるのは「基準適合診療所、療養病床を有する病院」と、「療養病床又は」とあるのは「基準適合診療所、療養病床又は」と、「病床数」とあるのは「病床数（基準適合診療所については、指定介護予防短期入所療養介護を提供すべき病室に係る病床数）」と、「病室」とあるのは「病室（基準適合診療所については、指定介護予防短期入所療養介護を提供すべき病室）」とする。